

計画作成年度	令和2年度
計画主体	神石高原町

神石高原町鳥獣被害防止計画

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
措置に関する法律第4条の規定に基づく被害防止計画)

<連絡先>

担当部署名 神石高原町産業課 振興係
所在地 広島県神石郡神石高原町小畠2025番地
電話番号 0847-89-3337
FAX番号 0847-85-3394
メールアドレス jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	広島県神石郡 神石高原町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	330.0万円 3.40ha
ニホンザル	野菜・果樹等	17.9万円 0.19ha
アナグマ	野菜・果樹等	把握していないが実態あり
ニホンジカ	野菜・果樹等	把握していないが実態あり

※H30年度は豪雨災害に起因すると思われる被害額の増加が著しいためH29実績を現状値として設定

(2) 被害の傾向

本町ではイノシシによる被害が大きく、収穫時期での農作物被害は農業者の生産意欲を損なう大きな要因となっている。詳細な被害実態については把握していないものの、平成28年度に町内全域を対象に実施した「有害鳥獣被害調査」等より、被害実態としてニホンザル・アナグマについても農作物被害意識が高いことが判明しており、積極的な捕獲対象となっている。また、ニホンジカについても出没等が増加傾向にあり、被害の発生、拡大が懸念されており、対策の拡充を検討する必要がある。

① イノシシ

イノシシの生息区域は町全体に広がっており、農作物被害だけでなく、農地の畦畔・農道路面等の掘り返しなど生産基盤への影響も大きい。精神的な被害も大きい。農業被害に対する被害意識は「深刻」及び「大きい」と答えた地域が併せて67.2%であり、生産基盤の保護も含めた対策を継続していくことが求められる。

② ニホンザル

ニホンザルによる被害は、本町北部で特に多く群れで侵入し収穫前の野菜を全滅に追い込むなど、耕作放棄地を増加させる要因となっている。平成26年度～平成27年度に実施した「ニホンザル対策モデル事業」により、町内には7群、約145～220頭前後が生息していると推測されている。（図1参照 平成29～30年度に実施したGPS測定により相渡群の行動範囲を概ね確定し追記）各群は一定の行動圏を定期的に移動しながら、野菜・果樹類を中心とした農作物被害を出している。被害意識も「深刻」及び「大きい」と答えた地域が併せて43.6%であり、イノシシに次いで高い。

③ アナグマ

アナグマによる被害は町内広範囲で見られ、柵の地際を掘るなどして農地内へ侵入し主として野菜類に被害を出している。被害意識は「深刻」及び「大きい」を併せて21.0%であり、イノシシ・サルに次いで被害意識が高い。

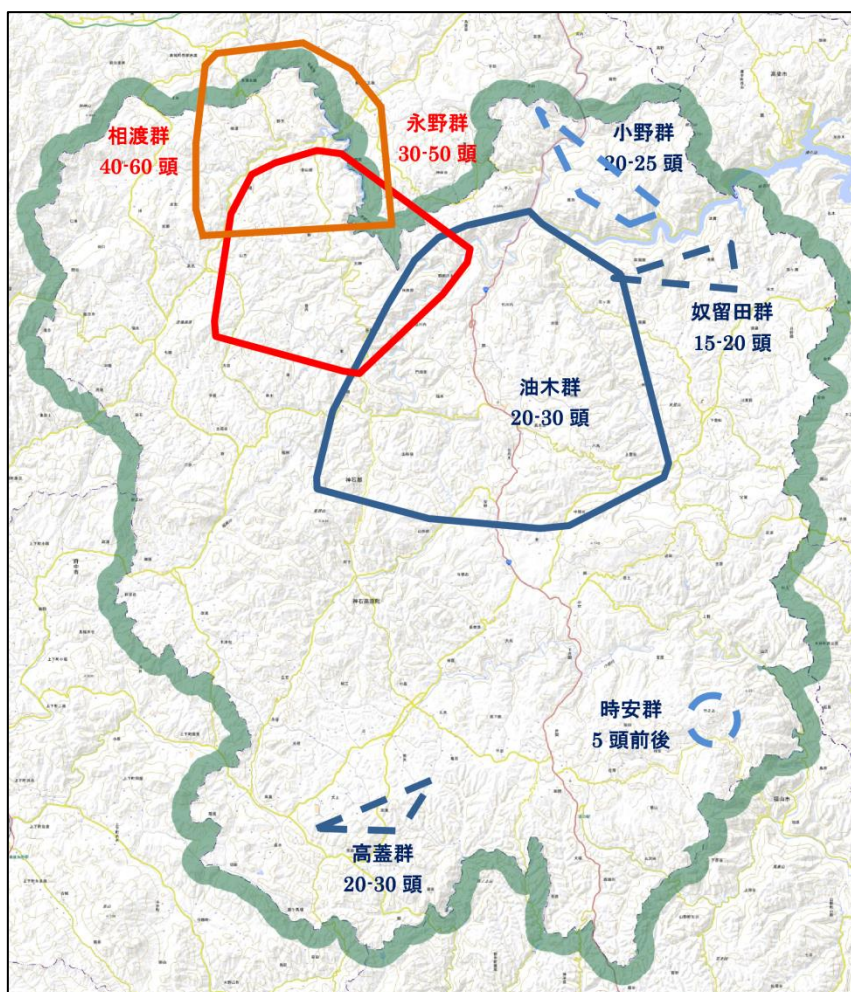
④ ニホンジカ

ニホンジカによる農業被害への被害意識は低いものの、出没状況は年々増加傾向であり、その目撃場所も農地・人家付近に広がっているようで、町内山中での繁殖が進んでいるものとみられる。今後の農業被害を抑えるためには、捕獲等の対策を実施し農地周辺への出没を防ぐ必要がある。

⑤ その他サギ類, タヌキ等の中型動物, 特定外来生物であるアライグマ, ヌートリアの目撃や被害報告もある。また, 町内でのクマの目撃が増えてきているため, 被害を未然に防ぐよう警戒している。

(図1) 神石高原町 ニホンザル分布予想図

点線	調査報告により推測されるサル群生息範囲
実線	GPS測定によるサル群生息範囲



「平成26年度～27年度ニホンザル対策モデル事業加害群調査(環境省)より」
相渡群は平成29年度～30年度実施のGPS測定による。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
イノシシ	330.0万円 3.40ha	264.0万円 2.70ha
ニホンザル	17.9万円 0.19ha	14.3万円 0.15ha
アナグマ	—	被害なし
ニホンジカ	—	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊（4班体制）による捕獲体制をとっており、活動経費補助及び捕獲奨励金を交付している。また、隣接する府中市と連携し広域的な捕獲も可能としている。</p> <p>班員の高齢化に伴い安全なわなによる捕獲が主となってきたため、捕獲機材導入に補助金を交付するとともに、捕獲の担い手育成のため狩猟免許新規取得費の助成を実施している。</p>	<p>鳥獣被害の拡大を防ぐため、捕獲機材使用の普及促進を図りながら、隣接する市町と連携した一斉捕獲の実施についても検討していく必要がある。</p> <p>また新規狩猟免許取得費助成を実施しているが、1種免許取得希望者が少なく止め刺しの負担が一部の捕獲員へ掛かるようになってきている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>町内の農業者等に対し、農地を囲んで鳥獣被害防止を行う電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ、ネット等資材費の一部を補助している。</p> <p>ニホンザルについてはサル用電気ネット設置を推進している。</p>	<p>個人での防護柵設置では、地域の鳥獣被害防止対策としては限界があるため、集落ぐるみでの大規模柵設置を検討する必要がある。また同時に、地域での追い払い等により鳥獣を遠ざけるための活動も並行して実施する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

被害軽減のためには、防護柵による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、生息環境調査を行い刈り払いや餌となるゴミや放任果樹の除去等の集落環境整備を個人のみならず集落ぐるみで整備する取組みを、国庫事業等を積極的に活用し総合的に次のように実施していく。

① (有害捕獲) 捕獲について

鳥獣被害対策実施隊による捕獲はもちろんのこと、箱わなやくくりわなを利用した農業者自身による捕獲が行えるよう、狩猟免許の新規取得支援を行い、併せて補助事業による捕獲機材の導入を進めていく。

② (被害防除) 防護について

個人で農地を囲む電気柵等と合わせて、地域の農地を守るため、集落ぐるみで電気柵等を設置するよう検討を進める。また、捕獲が大変困難なニホンザル対策として、出没情報を蓄積することで生態を把握し、効率的な追い払い策（発信器活用取組、花火等）の導入を図っていく。

③ (生息環境管理)

集落全体の餌場価値を下げ、鳥獣が近づかない集落環境づくりを行うため、鳥獣対策の講習会を住民主体で計画されるよう誘導し、地域の環境整備に関する啓発を行いながら、生息環境管理についても検討を進めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟免許所持者を主に町長が任命した隊員からなる鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲活動を行っている。活動経費助成や捕獲報奨金の支払いなど、捕獲員の負担軽減を実施している。

4班体制 実施隊員138名（民間隊員）

隊員内訳 狩猟免許所持者 わな123名，第1種等46名（令和元年度現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	全 般	実施隊員の高齢化が進むなか，安全で効率的な捕獲を行うために，鳥獣の生態の学習や捕獲技術を向上させる講習会について国庫事業等を活用して実施し，技術指導者や今後の指導者の育成を図る。また，新規狩猟免許取得費助成を継続し次代の実施隊員を確保していく。
	イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	国庫事業等の補助事業を活用して捕獲機材（箱わな，くくりわな等）の導入を行い，安全な捕獲活動を進めていく。
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や，第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ，年間を通じて適正な捕獲を実施していく。</p> <p>1. イノシシは町内全域での被害が大きいため，個体数減少を目的とし平成30年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>2. ニホンザルについては町内加害群が7群であると予想される。追払いを中心に農作物被害を防ぐとともに，加害群を減らすよう平成30年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>3. アナグマは原則として被害発生地域周辺に生息する特定個体の排除を目的として箱わな等による捕獲を行ない，平成30年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>4. ニホンジカについては，農地周辺に出没しないよう，事前の捕獲を推進し，平成30年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	1,100	1,100	1,100
ニホンザル	70	70	70

アナグマ	70	70	70
ニホンジカ	30	30	30

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲を通年行い、農業振興地域を中心に農地に出没する個体を周辺で捕獲できるよう、国庫事業を活用して捕獲わなを導入し、安全で効率的なわなによる捕獲を主として実施していく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町全域	許可権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m

※電気柵等とは、電気柵ほかトタン・ワイヤーメッシュ・ネットなどの防止柵。

(2) その他被害防止に関する取組

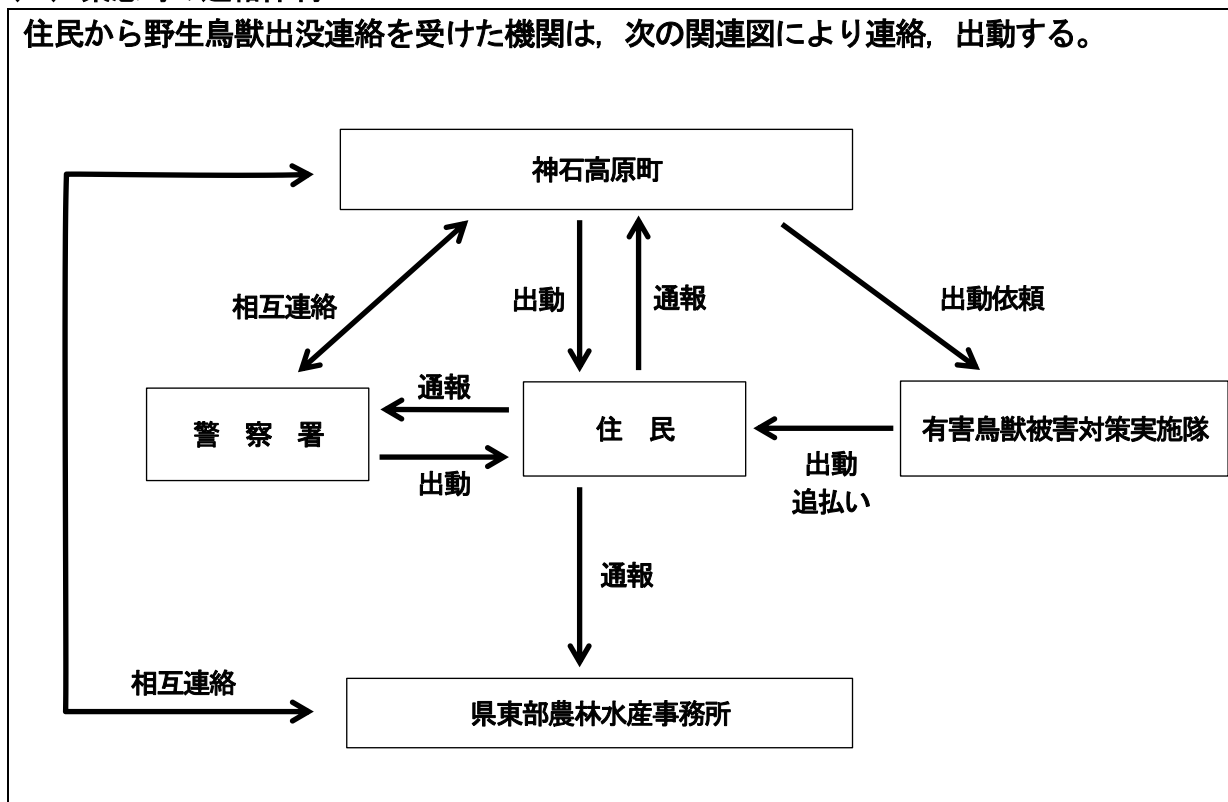
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	周辺環境整備、放任果樹の除去、追い払い活動、被害集落への鳥獣害防止知識の普及活動、次代の人材育成を行う（被害防止研修会の開催）
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
神石高原町（産業課）	住民からの緊急通報時の際には，県・警察等関係機関への情報伝達等を行い，該当地区の鳥獣被害実施隊へ出動を指示するとともに，現場対応，その他必要な業務を行う。
神石高原町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲及び周辺警戒等を行い，住民の安全を確保する。
福山北警察署	周辺警戒及び住民の安全を確保する。その他必要な業務を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係	有害鳥獣関連情報の提供並びに，その他必要な援助を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は，捕獲者により埋設処分を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用に適する鳥獣の安定供給確保が難しく、衛生管理・販路開拓・経常利益確保が困難等の諸問題が多いため継続検討課題とする。

8. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
神石高原町長（産業課）	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う
神石高原町猟友会 各支部会長	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲実施を行う。
鳥獣被害対策実施隊 各地域捕獲班長	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲実施を行う。
農業委員会会長	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福山市農業協同組合 神石高原グリーンセンター長	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
神石郡森林組合 代表理事組合長	森林被害に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
広島県農業共済組合 福山支所長	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護についての有識者	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
前各号に掲げる者のほか、 関係団体の長（自治振興連絡協議会）	対象地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島北部森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
広島県東部農業技術指導所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課自然保護係 農村振興課産地推進係	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲や被害防止策の普及啓発等，被害対策についての対策を行う。
実施隊員 138名（狩猟免許所持者 わな123名，第1種等46名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のために，防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした対策を集落ぐるみで行っていくため，講演会，情報交換会，現地研修会の開催を検討していく。